

電力広域的運営推進機関の平成 29 年度予算及び 事業計画の審査について

(趣旨)

平成 29 年 3 月 1 日付けで、電力広域的運営推進機関から経済産業大臣に対し、電気事業法第 28 条の 48 に基づき、平成 29 年度予算及び事業計画に係る認可申請が行われ、同年 3 月 7 日に経済産業大臣より電力・ガス取引監視等委員会へ見解を求められたところ（資料 3-1）。

これに係る審査を実施したので、経済産業大臣への回答について御検討いただく。

主なポイント

1. 審査方法

広域機関より提出された平成 29 年度予算及び事業計画について、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（平成 12・05・29 資第 16 号。以下「審査基準」という。）第 1（35）を基に、当委員会事務局において審査を行った。

2. 審査の結果

予算及び事業計画について、審査基準第 1（35）に照らして適正であることを確認した（別紙参照）。

3. 経済産業大臣への回答について

委員会として当該認可を行うことに異論がない旨を「資料 3-2」のとおり回答することとしたい。

(別紙)

審査基準第1 (35)	審査結果
① 予算にあつては、広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令（平成27年経済産業省令第12号。以下「財務会計省令」という。）第3条から第6条までの規定に基づいていること。	● 財務会計省令に基づき、「予算の内容」、「予算総則」、「収入支出予算」、「予備費」が適正に計上されていることを確認した。
② 予算にあつては、広域的運営推進機関が業務を適正かつ確実に実施するために必要十分な費用を計上し、別添2の1.(6)に規定する会費、特別会費及び補てん金を収入としていること。	● 安定的な稼働を目的とした広域機関システムの基盤強化及び電力システム改革に対応したソフトウェアの開発費の計上など、業務を適正かつ確実に実施するために必要な費用が適正に計上されていることを確認した。 ● また、全会員からの会費、一般送配電事業者からの特別会費及び前年度繰越金を収入として適正に計上していることを確認した。
③ 予算における人件費その他の費用にあつては、原則として、一般送配電事業託送供給等約款料金審査要領その他の料金審査に係る考え方とそごがないこと。	● 人件費については、事業計画を踏まえた適切な人員計画が立てられ、この計画に基づき適正に計上されていることを確認した。 ● その他の費用については、個別件名毎に内容を確認し、託送原価として認められない費用や過剰な計上がないことを確認し、一般送配電事業託送供給等約款料金審査要領その他の料金審査に係る考え方とそごがないことを確認した。
⑤ 事業計画にあつては、財務会計省令第10条の規定に基づいていること。 ※財務会計省令 第10条 電気事業法第28条の48の事業計画には、法第28条の40各号に掲げる業務に関する計画を記載しなければならない。	● 国の審議会等において示された方針を踏まえて、以下の諸制度への対応が盛り込まれているなど、事業計画は適当と考えられる。 ➤ 容量市場の導入に向けた検討 ➤ 調整力及び必要予備力のあり方の検討 ➤ ネガワット取引の開始、FIT制度の見直し、連系線利用ルールの変更等への対応
⑥ 調達に当たっては、入札等を行うことを原則としていること。	● 調達件名毎に内容を確認し、入札実施を踏まえた費用が計上されていることを確認した。

※審査基準第1 (35) ④は、「広域的運営推進機関の成立の日を含む事業年度」に関する審査基準のため、該当なし。

(参考)

●電気事業法（昭和36年法律第170号）（抜粋）

（業務）

第28条の40 推進機関は、第28条の4の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視を行うこと。
- 二 第28条の44第1項の規定による指示を行うこと。
- 三 送配電等業務（一般送配電事業者及び送電事業者が行う託送供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務をいう。以下この条において同じ。）の実施に関する基本的な指針（第28条の45、第28条の45及び第29条第2項において「送配電等業務指針」という。）を策定すること。
- 四 第29条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による検討及び送付を行うこと。
- 五 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者を募集する業務その他の発電用の電気工作物の設置を促進するための業務を行うこと。
- 六 送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保のため必要な電気供給事業者に対する指導、勧告その他の業務を行うこと。
- 七 送配電等業務についての電気供給事業者からの苦情の処理及び紛争の解決を行うこと。
- 八 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整を行うこと。
- 九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 十 前各号に掲げるもののほか、第28条の4の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

（予算等の認可）

第28条の48 推進機関は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に（推進機関の成立の日を含む事業年度にあつては、成立後遅滞なく）、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

●電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成12・05・29資第16号）（抜粋）

第1 審査基準

（35）第28条の48の規定による広域的運営推進機関の予算及び事業計画の認可及び変更の認可

第28条の48の規定による広域的運営推進機関の予算及び事業計画の認可及び変更の認可に係る審査基準については、予算又は事業計画が以下の方針に基づき整理されており、広域的運営推進機関の業務の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないと認められることとする。

- ① 予算にあつては、広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令（平成27年経済産業省令第12号。以下「財務会計省令」という。）第3条から第6条までの規定に基づいていること。

- ② 予算にあつては、広域的運営推進機関が業務を適正かつ確実に実施するために必要十分な費用を計上し、別添 1 の 2 の 1. (6) に規定する会費、特別会費及び補てん金を収入としていること。
- ③ 予算における人件費その他の費用にあつては、原則として、一般送配電事業託送供給等約款料金審査要領その他の料金審査に係る考え方とそごがないこと。
- ④ 広域的運営推進機関の成立の日を含む事業年度にあつては、電気事業法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 74 号）による改正前の電気事業法第 93 条第 1 項に規定する送配電等業務支援機関の財産を譲り受けようとする場合には、当該財産について第三者による評価等を受けていること。
- ⑤ 事業計画にあつては、財務会計省令第 10 条の規定に基づいていること。
- ⑥ 調達に当たっては、入札等を行うことを原則としていること。

●広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令（平成 27 年経済産業省令第 12 号）（抜粋）

（予算の内容）

第 3 条 推進機関の予算は、予算総則及び収入支出予算とする。

（予算総則）

第 4 条 予算総則には、収入支出予算に関する総括的規定を設けるほか、次の事項に関する規定を設けるものとする。

一 第 7 条の規定による債務を負担する行為について、事項ごとにその負担する債務の限度額、その行為に基づいて支出すべき年限及びその必要な理由

二 第 8 条第 2 項の規定による経費の指定

三 その他予算の実施に関し必要な事項

（収入支出予算）

第 5 条 収入支出予算は、第 2 条第 2 項の規定により経理を区分した場合には当該経理ごとに勘定を設け、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従って区分するものとする。

（予備費）

第 6 条 推進機関は、予見することができない理由による支出予算の不足を補うため、収入支出予算に予備費を設けることができる。

2 推進機関は、予備費を使用したときは、速やかに、使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

（債務を負担する行為）

第 7 条 推進機関は、支出予算の金額の範囲内におけるもののほか、その業務を行うため必要があるときは、毎事業年度、予算をもって経済産業大臣の認可を受けた金額の範囲内において、債務を負担する行為をすることができる。

第 8 条・第 9 条 （略）

（事業計画）

第 10 条 電気事業法（以下「法」という。）第 28 条の 48 の事業計画には、法第 28 条の 40 各号に掲げる業務に関する計画を記載しなければならない。